

第 5 号議案

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等に係る保育士の数の算定について、当該事業所等に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても1人に限り保育士とみなすことができることとすること。

- 2 この条例は、公布の日から施行すること。